アンダーソン・毛利・友常 法律事務所



Japan Corporate / M&A Newsletter

企業統治研究会及び金融審議会による社外取締役の導入等に関する報告

経済産業省経済産業政策局長の研究会である企業統治研究会(以下「研究会」という。)は、上場企業のコーポレート・ガバナンス向上に向けたルールの在り方全体について検討を行い、本年6月17日、最終報告書(以下「研究会報告」という。)を公表した。研究会報告では、特に社外役員の独立性及び社外取締役の導入についての議論の結果がまとめられている。また、同日、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」も、「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」と題した報告(以下「金融審報告」という。)を公表した。金融審報告では、上場企業のコーポレート・ガバナンスのあり方としてガバナンス機構をめぐる問題が議論される中で、社外役員の独立性及び社外取締役の導入についても検討されている。

【執筆担当: 龍野滋幹】

従来の監査役設置会社制度に加えて導入された委員会設置会社制度の下では、取締役会に設置される指名委員会・報酬委員会・監査委員会の各委員会を構成する取締役の過半数が社外取締役でなければならない(会社法 400 条 3 項)。また、監査役設置会社についても、大会社である上場会社では、3 人以上の監査役からなる監査役会の設置が義務付けられ、監査役の半数以上が社外監査役でなければならない(同 328 条 1 項及び 335 条 3 項)。しかし、東京証券取引所の上場会社のうち、委員会設置会社は全体の 2.3% (2008 年 8 月現在)にとどまり、近い将来に多くの上場会社が委員会設置会社へ移行することは考えにくい。また、監査役は取締役会における議決権を有さず、その監査は原則として適法性の監査にとどまることから、その権限の限界が指摘されている。そのため、企業価値の向上についてのモニタリング機能を社外取締役及び社外監査役に期待して、社外取締役及び監査役の独立性、独立社外取締役の一定数の導入等について国内外から提言が出されており、このような流れを受けて、下記の通り、研究会報告及び金融審報告では具体的な検討を行っている。

(1) 社外役員(取締役・監査役)の独立性について

会社法は、社外役員に、当該企業及びその子会社の業務執行取締役、執行役、使用人でないとの「社外性」を要求し、経営陣との間で利害関係を有してないとの「独立性」を要求していない(会社法2条15号及び16号)。そのため研究会では、社外役員の独立性について、企業統治の「実効性」の確保と一般株主の利益と衝突しない「独立性」の確保の観点から、当該企業及びその子会社のCEO等でないことに加えて、①親会社のCEO等でないこと、②重要な取引先のCEO等でないこと、③親族が当該会社のCEO等でないこと等を「独立性」の要件として要求する一方、過去一定期間(3年ないし5年等)、当該要件に抵触していなければ「独立性」を満たすものとすることについて検討が行われた。研究会報告は、企業統治の実効性の確保の観点からは企業価値向上への貢献可能性や企業内容についての知識や経験に鑑みれば、親会社や取引先の役員・従業員等を形式論で一律に除外すべきではなく、他方一般株主との利益相反問題の回避の観点からは、当該企業に多大な利害を有すること自体が一般株主からの信頼を得にくい理由となりうること等を指摘している。その上で、①一

律に「社外性」要件を「独立性」要件に置き換えることは行わず、②個々の上場企業の対応については、独立性の確保とガバナンスの両面の要請を勘案して当該企業にとり最適な統治構造が株主との対話のなかで合意形成できるよう企業側の考え方につき開示の充実等を求めるべきであるとした。

金融審報告においては、金融商品取引所のルールにおいて、子会社の上場に当たって親会社や兄弟会社等の出身でない、少数株主の利益を十分に配慮することのできる社外役員の選任を求める等、利益相反関係が適切に管理され、親会社による権限濫用が適切に防止されるような実効性あるルールの整備が検討されるべきであるとしつつ、大株主企業、主要取引先等の出身者について、形式基準で一律に除外はせず、社外役員の会社との関係の具体的な内容とともに、当該者の独立性に関する会社の考え方についても適切な開示を求めることが適当であるとした。

(2) 社外取締役の導入について

研究会報告は、監査役会設置会社への社外取締役の義務付けについて、コーポレート・ガバナンスの改善は実質に着目して実効性ある取り組みを推進すべきであり、制度が要求する以上に独自の方法でガバナンスに力を入れている企業にまで、社外取締役の導入を一律、画一的に押し付けることは、かえって実質的に当該企業に最適な統治構造をつくりあげる妨げになる場合も想定されるとした。そこで、監査役会設置会社における取締役会に一定数又は一定割合の社外取締役の設置を強制するのではなく、社外取締役を設置し、企業統治体制を整備、実行することに関し、社外取締役の役割や機能について開示を求める一方、社外取締役を設置しない上場企業については、当該企業独自の方法で、企業統治体制を整備、実行することについて開示を求めるべきであるとした。

金融審報告も、独立性の高い社外取締役が監査役会や内部監査・内部統制担当役員等と連携してガバナンス機構の面で先進的な取り組みを実践している例も見受けられ、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿を一律に論じることには困難な面があるとして、社外取締役の義務化は見送った。そして金融商品取引所においては、多くの上場会社にとって、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるコーポレート・ガバナンスのモデルを提示し、それを踏まえて、上場会社に対してはそれぞれのガバナンス態勢の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を求めるといった対応が取られるべきであり、法定開示におけるコーポレート・ガバナンスの状況の開示の内容等についても、必要があればその見直しが行われるべきであるとした。

上記の通り、研究会報告としては我が国の上場企業が満たすべき枠組みの内容として、一定の範囲で企業実態に応じた対応が必要と考え、法改正を行わない対応としつつ、金融商品取引所による対応に委ねることが現実的であると結論している。このため、東京証券取引所をはじめとする各金融商品取引所においてどのような具体的枠組みが形成されるか、今後の展開を注視する必要があろう。

* * * * *

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の龍野滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

* * * * *

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邉剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇 〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

http://www.andersonmoritomotsune.com/

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2009